

# 高松市地域脱炭素化検討支援業務仕様書

令和5年7月

高松市 ゼロカーボンシティ推進課

## I. 業務概要

### 1 業務の名称

高松市地域脱炭素化検討支援業務

### 2 業務の目的

本市は、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し取組を進めており、令和4年3月には、「高松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、脱炭素型ライフスタイルの普及促進や再生可能エネルギーの拡充等に努めているところである。

また、本市では、一定の電力需要があり、モデル性のある適切なエリア（以下「対象エリア」という。）に再生電力の最大限の導入を図り、民生部門の電力消費に係る温室効果ガス排出量を実質ゼロにするとともに、民生部門電力以外の二酸化炭素排出量の削減にも取り組み、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上を目指す先行的な取組を推進する脱炭素先行地域の構想の具体化について検討している。

本業務は、本市内に対象エリアを定めて重点的に脱炭素化に取り組み、脱炭素先行地域事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するための検討支援を行うことを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

### 4 業務の内容

本業務では、まず、高松市域の再生エネルギー等に関する基礎情報を収集した上で、対象エリアにおいて、目的に掲げた取組を総合的にイメージしたビジョンを描き、その後、それらを実現するため、具体的取組を記した事業計画の策定に関する調査・分析等を行う業務であり、業務の内容は、次の各号に定める事項を基本とする。

#### (1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

#### (2) 基礎情報の収集整理

高松市全域について、脱炭素に関する自然的課題、社会的課題及び経済的課題を整

理するとともに、既往の再エネ導入状況等を調査する。

### (3) 再エネ導入可能性調査

高松市域における、太陽光、風力、太陽熱、バイオマス及び地中熱、地下水熱等の再エネ導入可能性を調査する。

### (4) 基本的方向性の提案

(2)、(3)で得られた情報やデータを基に、本市における「脱炭素先行地域」のエリア、事業概要等の基本的方向性を提案する。

### (5) 民生部門のエネルギー需要状況調査

対象エリアについて、民生部門の電気の需要状況に関して需要家毎の年間需要量、最大需要量、需要カーブ等を調査の上、エリア全体の需要量を集計する。

### (6) 再エネ設備等の導入検討

対象エリアへ電気を供給する再エネ設備について、再エネ種毎に出力規模を検討し、具体的な設備と必要な付帯設備の導入を検討する。

### (7) 事業スキームの検討

各事業に参画する事業者、電力の需給バランス及び資金調達等、本事業計画を推進する上で必要となる事業スキームを検討する。

### (8) 事業性等の検討

本事業で採用する再エネ設備の個別事業毎に必要な費用を算出し、事業収支から事業性を検討する。また、事業により地域にもたらされる効果について、特に地域への裨益性を重視した事業内容となるように検討を加えていくものとする。

### (9) 合意形成支援

#### ア 推進組織の検討

(2)～(8)の調査・検討に当たり、対象エリア内の主要な需要家、エネルギー供給関係者、一般送配電事業者及びその他関係者を構成員とする組織の設置について検討する。また、推進組織の設置を行った場合には、その運営補助を行う。

推進組織の会議には、全回出席し、資料作成提供、会議の運営補助、助言及び議事の要点記録を行うものとし、議事の要点記録は、後日速やかに提出する。

#### イ 説明会等の運営補助

対象エリア内の関係者等に対して、必要に応じて説明会やアンケート調査等を実施し、その資料の作成等、運営補助を行う。

## (10) 脱炭素先行地域事業計画の構成項目の提案及び業務報告書の作成

上記までの検討内容に基づき、事業計画の構成項目に関する提案を盛り込んだ業務報告書を取りまとめる。

## II. 業務仕様

### 1 適用範囲

業務仕様は次に定めるとおりとし、定めのない事項については、発注者と協議の上、決定する。

### 2 業務の実施体制

- ・本業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ・本市及び国、県等の環境施策等について十分な知識と経験を有する業務責任者を配置すること。なお、やむを得ない理由により業務責任者を変更するときは、発注者に書面により報告すること。

### 3 業務の実施条件

- ・業務の実施に当たっては、受注者の知見等により随時提案を行いながら進めること。
- ・発注者と随時協議を行い、無理のないスケジュールで進めることができるよう工程管理を適切に行うこと。協議内容については速やかに協議録を作成し共有すること。
- ・基本的な方針については発注者の指示及び承諾を受けながら進めること。
- ・関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- ・業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

### 4 工程表等の提出

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けること。

- ・工程表
- ・担当技術者一覧表

## 5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、業務期間終了までに発注者に提出し、審査を受けること。

- ・業務報告書：2部
- ・その他関連資料：1式
- ・上記データを格納した電子データ（CD-R等）：1部

電子データの仕様については以下のとおりとする。

- ①Microsoft社 Windows10 上で表示可能なものとする。
  - ②使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
    - ・文章：Microsoft社 Word（ファイル形式はWord2016以下）
    - ・計算表：Microsoft社 Excel（ファイル形式はExcel2016以下）
- ①②による成果品に加え「PDFファイル形式」による成果品を作成すること。

## 6 委託料の支払い

委託料は、完了検査後、請求に基づき一括で支払うものとする。

## 7 留意事項

- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て市に移転する。
- ・受注者は、市が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。

- ・本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受注者の瑕疵担保責任期間を契約満了後1年間とする。